

重点地区景観計画 三保半島地区

<p>■地区の名称 三保半島地区</p>	
<p>■地区の区域及び面積 (法第8条第2項第1号)</p>	
<p>□地区の区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県道三保駒越線沿線 (駒越東町交差点～三保北交差点) ※道路中心から30mの範囲内の地域 ・ 市道塚間羽衣線沿線 (市道羽衣海岸線～県道三保駒越線) ※道路区域端から20mの等距離線の範囲の地域 ・ 市道羽衣海岸線沿線 (国道150号～塚間羽衣線) ※道路区域端から20mの等距離線の範囲の地域 <p>□面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県道三保駒越線沿線 約17.4ha ・ 市道塚間羽衣線沿線 約4.2ha ・ 市道羽衣海岸線沿線 約12.5ha 	
<p>■指定年月日 平成31年4月1日</p>	

1. 景観形成の目標及び方針 (景観法第8条第3項)

三保松原は、万葉の昔から多くの和歌の歌枕として、中世以降は謡曲「羽衣」や絵画のモチーフとして、大正11年には国の名勝に指定され、今日まで、大切に守り継がれています。この歴史の重みと文化の香りに満ちた三保松原は、平成25年6月に、世界文化遺産「富士山-信仰の対象と芸術の源泉」の構成資産に登録されました。

このような背景の中で、本地区では、「世界文化遺産の構成資産の地」とあるという認識をすべての人々が共有し、富士山への眺望を中心とする美しく魅力あるまち並みづくりに取り組むこととした地区の目指すべき将来の景観像を次のとおり定めます。

〈将来の景観像〉

『世界遺産に相応しい三保半島地区のまち並みづくり』

1) 景観形成の目標

本地区は、本市の重要な景勝地である三保松原をはじめ、地区内の道路や公園などの公共空間の視点場からも、美しい富士山や駿河湾等を仰ぎ見ることができます。

現在、整備が進められている三保松原への主要なアクセスルートである県道三保駒越線、市道塚間羽衣線及び市道羽衣海岸線においても、同様に富士山等への眺望に配慮した景観形成が求められています。

また、これら県道三保駒越線等は、アクセスルートとしてだけではなく、地域の産業や住民の生活を支える道路としても重要な機能を果たしております。

このような地区の特性を踏まえ、県道三保駒越線、市道塚間羽衣線、市道羽衣海岸線の景観形成の目標を次のとおり定めます。

目標

○県道三保駒越線：世界文化遺産「富士山」への魅力ある眺望軸を形成する景観づくり

背景の富士山への眺望に配慮するとともに、沿道のまち並みにまとまりを感じることができる景観の形成を目指す。

○市道塚間羽衣線：名勝三保松原と調和した住商一体の魅力ある景観づくり

沿道の住宅地や背後の三保松原と商業施設等が一体となった景観の形成を目指す。

○市道羽衣海岸線：名勝三保松原や駿河湾への眺望と一体となった連続性のある景観づくり

新設道路の沿道のまち並みとして連続性を感じることのできる魅力ある沿道景観を目指す。

2) 景観形成の方針



県道三保駒越線



市道塚間羽衣線



市道羽衣海岸線

①土地利用の方針

本地区は、三保松原文化創造センターの建設をはじめ、都市計画道路整備事業や区画整理事業等が進められ、「世界文化遺産の構成資産の地」に相応しい美しく魅力的なまちづくりが進められています。今後もこの地区の豊かな地域資源を活かし、さらに魅力向上を図るため、富士山等への眺望景観に配慮した沿道の空間を創出します。

②道路に関する方針

県道三保駒越線は、富士山の雄大で美しい姿を電線類、電柱、道路照明灯等で遮ることなく、沿道のまち並みと一体となって一層引き立てる整備を行います。

市道塚間羽衣線は、周辺の松原や御穂神社と調和した沿道のまち並みと一体となった整備を行います。

市道羽衣海岸線は、駿河湾を望む開放的な眺望を守り、三保松原へ向かう期待を引き出す整備を行います。

また、道路照明灯や案内誘導標識などの施設は、周辺のまち並みと調和した規模、素材や色彩とするとともに、富士山等への眺望景観に配慮します。

③まち並み形成の方針

県道三保駒越線は、「富士山」への眺望軸の形成に配慮するとともに、沿道のまち並みにまとまりを感じることでできる景観形成を目指します。

市道塚間羽衣線、市道羽衣海岸線については、沿道のまち並みとして連続性を感じることでできる景観形成を目指します。

④色彩に関する方針

富士山や松原、駿河湾等の自然景観を守り受け継げるよう、各沿道の特性に応じた色彩景観を形成します。

⑤屋外広告物の掲出に関する方針（景観法第8条第2項第4号イ）

屋外広告物は、良好な景観を形成する上で重要な要素と捉え、屋外広告物の効果的な表示又は掲出に配慮し、良質なまち並みを形成します。

- ・配置や規模は、建築物とのバランスがとれたものとし、複数掲出する場合はできる限り集約します。
- ・色彩は建築物の外壁の基調色との調和に努めます。

その他、詳細な方針及び基準については静岡市屋外広告物条例による「広告景観整備地区」の方針及び基準によるものとします。

⑥緑化に関する方針

道路境界部には生垣や植栽等による緑化を推進し、沿道の緑の連続性の確保に努めます。また、敷地内の外構整備にあたっては緑化に努めるとともに、低木の植栽や花壇を設置するなど、緑豊かで潤いのある空間を創出します。

⑦景観管理の方針

地域の住民や専門家、行政がそれぞれの役割を認識し、相互に協力しながら、施設、緑地等の適切な管理に努めます。

2. 景観形成基準（法第8条第2項第2号）

（1）県道三保駒越線

1) 建築物の最高高さ

- ①背景に望む富士山への魅力ある眺望軸を確保するため、周辺の建築物から突出した高さを避け、最高高さは、原則、10m以下とする。
ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内である場合においては、その部分の高さは、5mまでは算入しない。
- ②建築物の高さが10mを超える場合は、10mを超える部分を下階（対象路線に面する部分）から1m以上後退する。

2) 建築物の形態意匠

①形態・意匠	<ul style="list-style-type: none">○富士山の魅力を際立たせるため、過度な装飾等は避け、できる限りシンプルなものとする。○長大な壁面が生じる場合は、沿道への圧迫感を軽減するため、外壁の素材やパターン等を工夫する。
②色彩	<ul style="list-style-type: none">○建築物の屋根及び外壁等の基調色は、別表1の範囲とする。○ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の20分の1未満の範囲で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。○「清水港・みなと色彩計画」で定める地区内の建築物等については、これによる。
③建築設備	<ul style="list-style-type: none">○煩雑な沿道景観となることを避けるため、建築設備や屋外階段等は、建築物と一体的なデザインとするとともに、道路から直接見えない位置に設置する。○やむを得ない場合は、植栽や建築物の外壁と調和した色彩の目隠し等による修景を行う。

3) 工作物等の形態意匠

①外構・緑化等	<p>○三保松原や背景の富士山等との調和と開放的な沿道景観を創出するため、道路境界部に外構を設ける場合は、植栽等による緑化に努める。</p> <p>○塀、かき及び柵を設置する場合は、閉鎖的なブロック塀等は避ける。また、構造は、フェンス又は金網等で透視可能なもの、生け垣、木又は竹製のもの（合成樹脂等の擬木、擬竹含む）とする。</p> <p>○集合住宅等のゴミ集積場は、ゴミが直接目視できないようなボックスタイプ等で整備する。</p>
②色彩	○工作物の色彩は、富士山等の自然景観との調和に配慮するため、別表1の範囲とする。

別表1

■外壁、屋根、工作物の有彩色（赤、青、緑など）

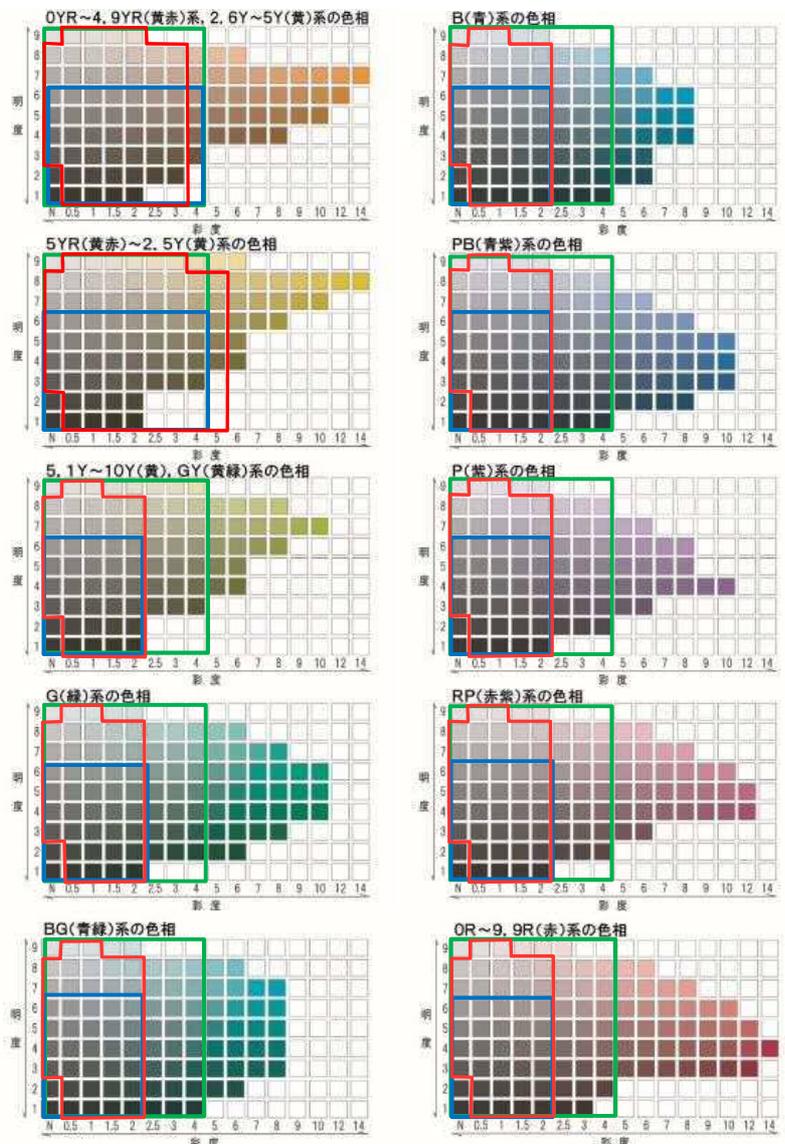
※外壁、屋根の無彩色範囲は下段をご覧ください。

外壁の色彩		
色相	明度	彩度
10R~4.9YR 2.6Y~5Y	8未満の場合	3以下
	8以上の場合	2以下
5YR~2.5Y	8未満の場合	5以下
	8以上の場合	3以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	8.5以下 3以上	0 (使用可)

屋根の色彩		
色相	明度	彩度
10R~5Y	6以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0 (使用可)

工作物の色彩		
色相	明度	彩度
有彩色	—	4以下
無彩色		

- は外壁の色彩
- は屋根の色彩
- は工作物の色彩



■外壁、屋根の無彩色（白、灰色、黒）



(2) 市道塚間羽衣線

1) 建築物の最高高さ

- ①沿道の住宅地や背後の三保松原と調和した一体的なまち並みを創出するため、周辺の建築物から突出した高さを避け、最高高さは、10m以下とする。
ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内である場合においては、その部分の高さは、5mまでは算入しない。

2) 建築物の配置 (対象：市道三保6号線から市道羽衣海岸線までの区間)

- ①ゆとりある沿道景観を創出するため、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とする。
ただし、次に掲げる建築物又は建築物の部分についてはこの限りでない。
- ・物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの
 - ・壁を有しない自動車車庫その他これに類する建築物
 - ・ポーチその他これに類する建築物の部分で、高さ5m以下であるもの
 - ・出窓の部分

3) 建築物の形態意匠

①形態・意匠	○周辺の住環境と一体的な景観を創出するため、過度な装飾等は避け、できる限りシンプルなものとする。 ○長大な壁面が生じる場合は、沿道への圧迫感を軽減するため、外壁の素材やパターン等を工夫する。
②色彩	○建築物の屋根及び外壁等の基調色は、別表2の範囲とする。 ○ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の20分の1未満の範囲で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。
③建築設備	○煩雑な沿道景観となることを避けるため、建築設備や屋外階段等は、建築物と一体的なデザインとするとともに、道路から直接見えない位置に設置する。 ○やむを得ない場合は、植栽や建築物の外壁と調和した色彩の目隠し等による修景を行う。

4) 工作物等の形態意匠

①外構・緑化等	<p>○三保松原の自然景観との調和と開放的な沿道景観を創出するため、壁面後退により確保された空地は工作物等の設置を避け、植栽等による緑化や歩行可能な舗装整備とするなど、開放的な空間の整備に努める。</p> <p>○塀、かき及び柵を設置する場合は、閉鎖的なブロック塀等は避ける。また、構造は、フェンス又は金網等で透視可能なもの、生け垣、木又は竹製のもの（合成樹脂等の擬木、擬竹含む）とする。</p> <p>○集合住宅等のゴミ集積場は、ゴミが直接目視できないようなボックスタイプ等で整備する。</p>
②色彩	○工作物の色彩は、松原等の自然景観との調和に配慮するため、別表2の範囲とする。

別表2

■外壁、屋根、工作物の有彩色（赤、青、緑など）

※外壁、屋根の無彩色範囲は下段をご覧ください。

外壁の色彩		
色相	明度	彩度
10R~4.9YR 2.6Y~5Y	9以下	2以下
5YR~2.5Y		3以下
上記以外の有彩色		1以下
無彩色	8.5以下 3以上	0 (使用可)

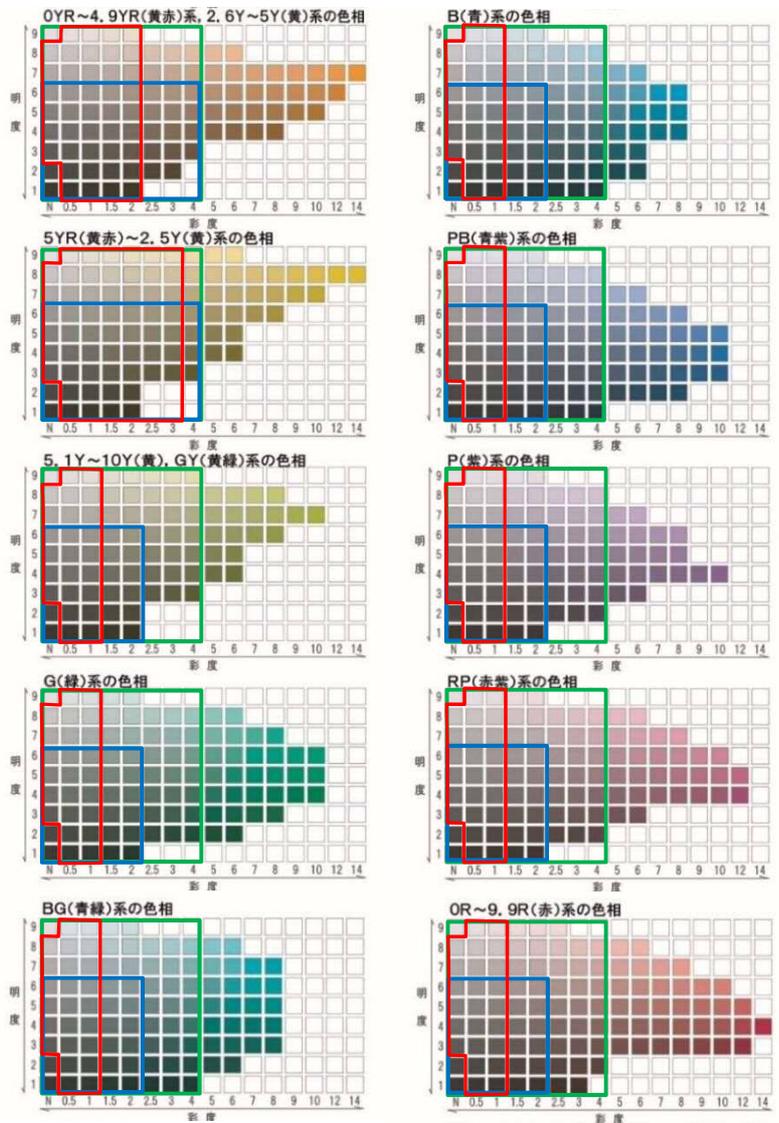
屋根の色彩		
色相	明度	彩度
10R~5Y	6以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0 (使用可)

工作物の色彩		
色相	明度	彩度
有彩色	—	4以下
無彩色		

は外壁の色彩

は屋根の色彩

は工作物の色彩



■外壁、屋根の無彩色（白、灰色、黒）



(3) 市道羽衣海岸線

1) 建築物の最高高さ

- ①三保松原や駿河湾等の自然景観と調和した沿道景観を創出するため、周辺の建築物から突出した高さを避け、最高高さは、原則、10m以下とする。
ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内である場合においては、その部分の高さは、5mまでは算入しない。
- ②建築物の高さが10mを超える場合は、10mを超える部分を下階（対象路線に面する部分）から1m以上後退する。

2) 建築物の配置

- ①ゆとりある沿道景観を創出するため、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とする。
ただし、次に掲げる建築物又は建築物の部分についてはこの限りでない。
- ・物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの
 - ・壁を有しない自動車車庫その他これに類する建築物
 - ・ポーチその他これに類する建築物の部分で、高さ5m以下であるもの
 - ・出窓の部分

※ただし、「三保久能海岸風致地区」の区域内については風致地区における許可基準による。

3) 建築物の形態意匠

①形態・意匠	○松原や駿河湾等の自然景観と一体的な景観を創出するため、過度な装飾等は避け、できる限りシンプルなものとする。 ○長大な壁面が生じる場合は、沿道への圧迫感を軽減するため、外壁の素材やパターン等を工夫する。
②色彩	○建築物の屋根及び外壁等の基調色は、別表3の範囲とする。 ○ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の20分の1未満の範囲で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。
③建築設備	○煩雑な沿道景観となることを避けるため、建築設備や屋外階段等は、建築物と一体的なデザインとするとともに、道路から直接見えない位置に設置する。 ○やむを得ない場合は、植栽や建築物の外壁と調和した色彩の目隠し等による修景を行う。

4) 工作物等の形態

<p>①外構・緑化等</p>	<p>○松原や駿河湾等の自然景観との調和と開放的な沿道景観を創出するため、壁面後退により確保された空地は工作物等の設置を避け、植栽等による緑化や歩行可能な舗装整備とするなど、開放的な空間の整備に努める。</p> <p>○塀、かき及び柵を設置する場合は、閉鎖的なブロック塀等は避ける。また、構造は、フェンス又は金網等で透視可能なもの、生け垣、木又は竹製のもの（合成樹脂等の擬木、擬竹含む）とする。</p> <p>○集合住宅等のゴミ集積場は、ゴミが直接目視できないようなボックスタイプ等で整備する。</p>
<p>②色彩</p>	<p>○工作物の色彩は、松原や駿河湾等の自然景観との調和に配慮するため、別表3の範囲とする。</p>

別表3

■外壁、屋根、工作物の有彩色（赤、青、緑など）

※外壁、屋根の無彩色範囲は下段をご覧ください。

外壁の色彩		
色相	明度	彩度
10R~4.9YR 2.6Y~5Y	9以下	2以下
5YR~2.5Y		3以下
上記以外の有彩色		1以下
無彩色	8.5以下 3以上	0 (使用可)

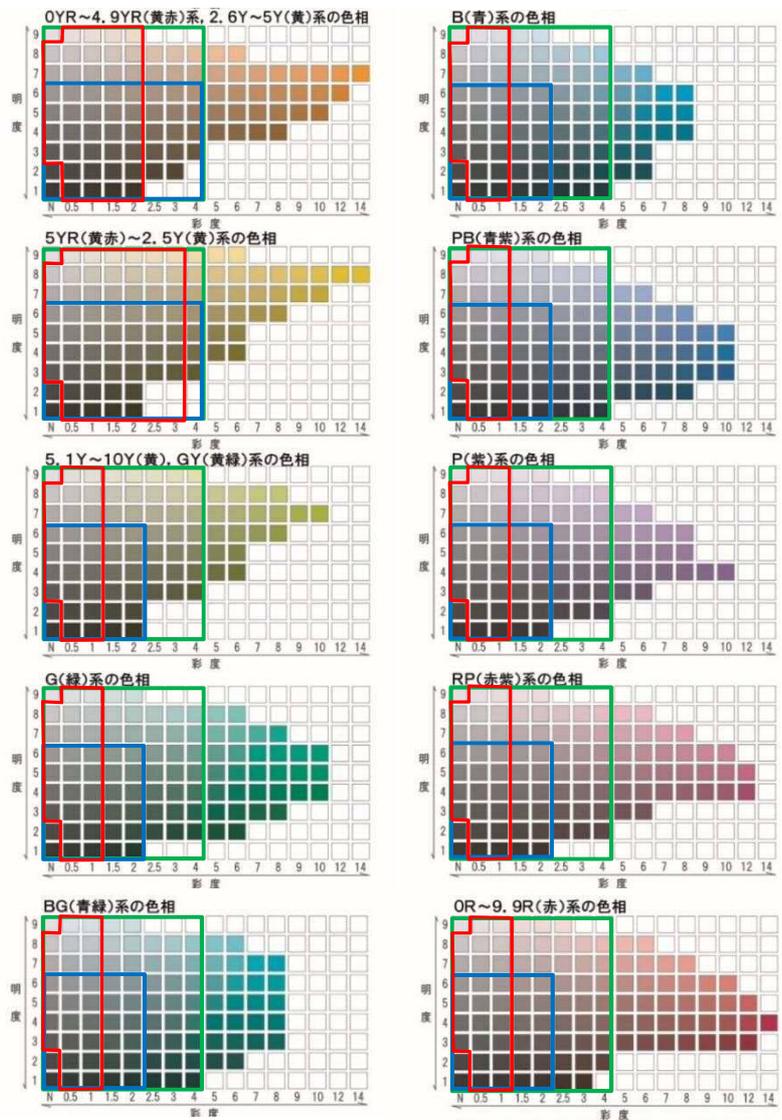
屋根の色彩		
色相	明度	彩度
10R~5Y	6以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0 (使用可)

工作物の色彩		
色相	明度	彩度
有彩色	—	4以下
無彩色		

は外壁の色彩

は屋根の色彩

は工作物の色彩



■外壁、屋根の無彩色（白、灰色、黒）

